

[表] 平成23年度 家庭用品などによる健康被害のべ報告件数
(上位10品目及び総計)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	37 (31.1%)	タバコ	105 (30.2%)	殺虫剤	252 (24.6%)
ゴム・ ビニール手袋	16 (13.4%)	医薬品・ 医薬部外品	73 (21.0%)	洗淨剤(住宅 用・家具用)	176 (17.2%)
洗剤	14 (11.8%)	プラスチック 製品	32 (9.2%)	芳香・消臭・ 脱臭剤	105 (10.3%)
めがね	7 (5.9%)	玩具/ 金属製品	各22 (6.3%)	漂白剤	88 (8.6%)
下着/ 時計/ ビューラー	各4 (3.4%)	硬貨	15 (4.3%)	除菌剤	46 (4.5%)
		洗剤類	9 (2.6%)	園芸用殺虫・ 殺菌剤	37 (3.6%)
ベルト/ 履き物	各3 (2.5%)	防虫剤	8 (2.3%)	洗剤(洗濯用・ 台所用)	29 (2.8%)
		電池	7 (2.0%)	消火剤	27 (2.6%)
時計バンド/ 接着剤/ スポーツ用品	各2 (1.7%)	食品類/ 化粧品/ 乾燥剤	各6 (1.7%)	乾燥剤	22 (2.1%)
				忌避剤	20 (2.0%)
総計	119(注) 100%	総計	348 100%	総計	1,024 100%

(注) 皮膚障害では、原因となる家庭用品等が複数推定される事例があるため、報告事例総数(110例)とは異なっている。

●化学物質安全対策室のホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>

●子どもに安全をプレゼントー事故防止支援サイトー[国立保健医療科学院]

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

●家庭用品等による急性中毒などの情報[公益財団法人日本中毒情報センター]

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

病院モニター報告

家庭用品などによる健康被害

—家庭用品を正しく使うために—



厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室

はじめに

厚生労働省では、医療機関(皮膚科・小児科)および公益財団法人日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品などによる健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年度取りまとめています。

平成23年度の報告では、装飾品・洗剤などによる皮膚障害、タバコ・医薬品などの子どもの誤飲事故および殺虫剤・洗淨剤などの吸入事故による健康被害について、ほぼ例年と同じ発生傾向でしたが、引き続き不適切な使用や保管による事例が報告されています。

家庭用品などを正しく安全にお使いいただくために、平成23年度の報告内容を中心に、専門家が分析した主な留意点を以下にまとめました。

※報告書本文では詳細な事故事例を紹介していますので、あわせて化学物質安全対策室のホームページの「家庭用品の安全対策」ページもご覧ください。

1 家庭用品などによる皮膚障害

(1) 結果の概要

- ・皮膚障害の原因となった主な家庭用品などの種類は**装飾品、ゴム・ビニール手袋、洗剤、めかね**でした([表] 参照)。
- ・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎と刺激性接触皮膚炎が大半でした。
- ・パッチテストの結果では、アクセサリやベルトのバックルなどによく使用される**ニッケル・コバルト**にアレルギー反応を示した例が多くみられました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合がございます。

家庭用品を使用して、接触部位にかゆみ、湿疹などの症状が出た場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避け、症状が改善しない場合は、早めに専門医の診療を受けましょう。

また、日頃から自己の体質を認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。



(2) 報告事例ピックアップ

殺虫剤

- ・くん煙剤の使用後、掃除をしないで在室していたところ、皮膚のかゆみが出た(87歳男性)。

▶ 特に化学物質への感受性が高い人については、使用する製品や製品使用後の清掃に注意しましょう。

- ・火災警報器をビニールで覆った上でくん煙剤を使用した警報器が鳴り、入室して製剤を吸い込んだ(37歳女性)。

▶ くん煙剤を使用する場合は、製品に付属しているカバーを使用するなど、事前の火災警報器対策を念入りに行いましょう。



漂白剤

- ・大量の食器を洗淨するため、桶に漂白剤を1本入れて、同じ部屋で数時間眠ったところ、肺線維症などを発症し、13日間入院した(38歳男性)。

▶ 漂白剤を大量に吸入すると大変危険です。使用方法、用量などを守って正しく使用しましょう。



除草剤

- ・家族が庭に除草剤をまいたことを知らずに、庭で草取り作業を行い、喉の痛みなどが出た(58歳女性)。

▶ 化学製品を使用するときは、家族や近隣住民に一声かけるようにするなど、コミュニケーションを取りましょう。



3 家庭用品などによる吸入事故など

(1) 結果の概要

- ・吸入事故などの原因となった主な家庭用品などの種類は、**殺虫剤**、**洗剤**、**芳香・消臭・脱臭剤**でした（[表] 参照）。
- ・年齢別では、**9歳以下**の子どもが最も多く4割強でした。
- ・製品の形態は、**スプレー式**の製品、**液体**の製品が大半でした。



- ・使用方法や製品の特性について正確に把握していれば、または、わずかな注意があれば防ぐことができた事例も多数あったので、製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守りましょう。
- ・万が一事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、公益財団法人日本中毒情報センターに問い合わせ*をし、必要に応じて専門医の診療を受けましょう。

*日本中毒情報センター
大阪中毒110番 (TEL:072-727-2499) 365日 24時間
つくば中毒110番 (TEL:029-852-9999) 365日 9時~21時

注意!

まぜるな危険

酸素系の洗剤と酸性物質（酸性の洗剤、食酢など）との混合は、有毒なガス（塩素ガス、塩化水素ガス）が発生して非常に危険です。注意して使用しましょう。



(2) 報告事例ピックアップ

装飾品

- ・ピアスで接触皮膚炎の既往があり、指輪を身につけたところに皮疹が出た（43歳女性）。

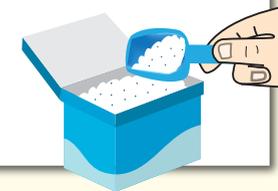
- ▶ 金属製品で既往がある場合は、他の金属製品にも注意しましょう。



洗剤

- ・粉の洗剤に変えたところ、徐々に紅斑がみられるようになった（46歳女性）。

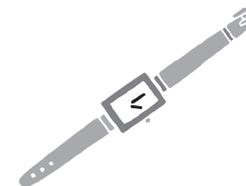
- ▶ 洗剤の使用量や洗濯時のすすぎに注意を払いましょう。



時計

- ・金属の時計を身につけて汗をかくと、腕に紅斑が出る（時計・39歳女性）。

- ▶ 汗をかくことが予測される場合は、なるべく金属製品を外すようにしましょう。



スポーツ用品

- ・部活動で指にテーピングしていたところ、指に皮疹がみられるようになった（16歳男性）。

- ▶ 若い人の事例も近年報告されています。年齢や性別に関わらず皮膚障害は起こりうるので注意しましょう。



2 家庭用品などによる 子どもの誤飲事故

(1) 結果の概要

- ・誤飲事故の原因となった主な家庭用品などの種類は**タバコ**、**医薬品・医薬部外品**でした（[表] 参照）。
- ・年齢別では、**6～11ヵ月**が最も多く、次いで12～17ヵ月でした。
- ・亡くなった事例はありませんでしたが、入院などを要した事例が1割弱ありました。

・事故は小児に注意を払っていても発生してしまうことがあります。小児の手の届く範囲には、できるだけ小児の口に入るサイズのもの
は置かないようにしましょう。



注意!

誤飲時に注意が必要なもの

タバコ → ニコチン中毒のおそれがあります。誤飲時は飲料を飲ませないようにしましょう。

**医薬品
など** → 薬理作用で思わぬ健康被害のおそれがあります。

電池 → 消化管に穴があくおそれがあります。

磁石 → 複数個誤飲したときに、消化管に穴があくおそれがあります。

装飾品 → 海外では、鉛中毒で亡くなった事例がありました（平成18年）。

これらを誤飲したことがわかったときは、早めに医療機関を受診しましょう。

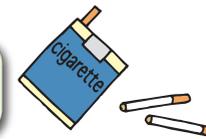


(2) 報告事例ピックアップ

タバコ

- ・タバコを誤飲し、初診時は症状がなかったが、誤飲した3時間後に嘔吐した（1歳男児）。

▶ タバコは誤飲した数時間後に症状が出る場合があるので、経過観察を怠らないようにしましょう。



医薬品

- ・兄妹で口腔内崩壊錠（精神薬）を合計25錠誤飲し、半昏睡の状態になり入院治療した（3歳8か月男児、2歳4か月女児）。

▶ 口腔内崩壊錠は甘くてすぐ溶けるため、お菓子と間違えて大量に誤飲しやすいので注意しましょう。



- ・哺乳瓶に消毒剤を溶かして置いていたところ、誤って母親が男児に飲ませてしまった（5か月男児）。

▶ 保護者の過失で小児に誤飲させる事例も散見されるので、注意しましょう。



食品

- ・居酒屋で母親が目を離したすきに、アルコール飲料を飲んでしまった（4歳男児）。

▶ 若い小児を同伴して居酒屋などに行くのは控えましょう。



乾燥剤

- ・一人遊びをしていたところ、のりに付属している石灰乾燥剤を食べた（1歳2ヶ月女児）。

▶ 食道を痛めるおそれがあるため、石灰を誤飲したときは吐かせないで専門医を受診しましょう。

